

東洋大学福祉社会開発研究センター編集委員会規定

2015年4月1日施行

(目的)

第1条 東洋大学福祉社会開発研究センター（以下「センター」という）は、研究の成果を研究活動や福祉実践の場に発信し、地域の支援ネットワークや福祉制度・政策の形成に寄与することを目的として発行する東洋大学福祉社会開発研究センター紀要「福祉社会開発研究」（以下「紀要」という）に関する業務を円滑に運営するため、東洋大学福祉社会開発研究センター「管理運営要綱」に基づく東洋大学福祉社会開発研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という）の下に、東洋大学福祉社会開発研究センター編集委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し決定する他、必要な業務を行う。

- (1) 紀要発行のための基本方針に関する事項
- (2) 紀要の投稿、原稿依頼、執筆に関する事項
- (3) 紀要の編集に関する事項
- (4) 査読方法及び査読委員の推薦、投稿論文の審査に関する事項
- (6) その他、前各号に付随する業務

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、委員長、編集担当委員、委員で構成される。

- 2 委員は運営委員会委員があたる。
- 3 委員長はセンター長があたる。
- 4 編集担当委員は委員の互選により1名を選任する。
- 5 本委員会を欠席する場合は、出席する委員に委任することができる。

(任期)

第4条 委員長、編集担当委員、委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(紀要の発行)

第5条 紀要の発行は、年1回以上とする。

- 2 紀要の投稿・執筆、審査（査読）に関する規定・要領については別に定める。

(掲載対象)

第6条 紀要の掲載対象は、「特別論文」（依頼論文）「投稿論文」（査読あり）、実践報告、調査報告、資料情報とし、本委員会が掲載の可否を決定する。

- 2 特別論文とは、本委員会が指名し依頼する研究者・実践者が執筆する論文をいう。

- 3 投稿論文とは、別に定める「紀要投稿規定」に基づき投稿され、査読者による査読を経て、本委員会が審査し掲載を認めた論文をいう。
- 4 実践報告、調査報告、資料情報は、センターが関与したプロジェクト等の実践、調査、資料情報の概要をとりまとめたものをいう。

(査読委員の委嘱)

第7条 「投稿論文」の審査のため、査読委員をおく。

- 2 査読委員の選任については、本委員会が学内教員（非常勤講師を除く）の中から1名以上の査読委員を推薦し、編集委員長が委嘱する。
- 3 査読委員の任期は1年とする。
- 4 査読委員は、本委員会の依頼に基づき編集担当委員と共に投稿論文を審査し、その結果を本委員会に報告する。
- 5 本委員会は審査報告に基づいて投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定し、執筆者への修正指示等は編集担当委員及び査読委員が行う。

(疑義・不服への対応)

第8条 本委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申立てられた場合には、速やかに対応し申立者に回答する、なお、回答に疑義・不服がある場合は運営委員会に申立てができる旨を付記する。

(責務)

第9条 本委員会委員および査読委員は、公正な審査・判断に努めなければならない。

- 2 論文の査読・審査委で知り得た情報などに関する守秘義務を負うとともに、投稿者の論文が剽窃に該当されると思料される場合、第三者の著作権を侵害すると思料される場合、または二重投稿に該当すると思料される場合等、投稿者が研究倫理に違反していると判断される場合には、本委員会にその旨を報告しなければならない。

(事務)

第10条 本委員会の事務は、センター事務局が担当する。

(規定の変更)

第11条 本規定を変更する場合は、運営委員会の議決を経なければならない。

附則

本規定は、2015年4月1から施行する。